

## 令和2年第4回南関町議会臨時会（第1号）

令和2年11月30日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第75号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第4 議案第76号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番 西田 恵介 君

2番 北原 浩一郎 君

3番 中村 正雄 君

4番 立山 比呂志 君

5番 杉村 博明 君

6番 井下 忠俊 君

7番 立山 秀喜 君

8番 打越 潤一 君

9番 鶴地 仁 君

11番 境田 敏高 君

12番 橋永 芳政 君

### 3. 欠席議員なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（4名）

町 長 佐藤 安彦 君 副 町 長 大木 義隆 君

教 育 長 谷口 慶志郎 君 総 務 課 長 古澤 平 君

### 5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋本 清孝 君 書記 福山 尚樹 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

ただいまから、令和2年第4回南関町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（橋永芳政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番議員、3番議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めましておはようございます。

令和2年第4回南関町議会臨時会の開会において、南関町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてのほか、1件の御審議をお願いするにあたり一言御挨拶を申し上げます。

本年ももうすぐ寒い時期を迎えようとしておりますが、ここにきて一番気になっておりますのが、コロナウイルス感染症ではないかと思えます。本町では8月8日を最後に感染者を発生しておりませんでした。11月15日に、玉名市に勤務されている40代の方の感染が確認され、荒玉管内ではクラスターをはじめ、多数の感染が確認されております。現在は、感染予防と経済活動を両立させていくwithコロナ時代に突入しているわけではありますが、両立の厳しさを強く感じているところでもあります。今後も南関町民の皆様の感染防止に対しましては、防災行政無線や各広報誌等を通じて周知を徹底してまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

さて、本議会臨時会におきましては、国の人事院勧告に伴い地方公務員の期末手当の支給月数を改定するものであり、特別職においても同様の取り扱いとなり議会の議決をいただく必要があるため提案させていただくものであります。それでは、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。臨時会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

-----○-----

**日程第3 議案第75号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について**

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第75号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第75号議案、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由につきましては、人事院勧告に伴い地方公務員法第24条第2項の規定、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないに基づき、今回改定するものでございます。今回は、月例給は民間との格差が極めて少なかったため改定せず民間の支給状況を踏まえ、期末手当を改定するものでございます。

次ページをお願いいたします。条例案でございます。第1条で今年度の期末手当の額について期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の130」を「100分の125」に改め、第2条で令和3年度の期末手当の額について、期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものです。

附則でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由及び議案内容の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。



以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第76号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第76号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第76号議案、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由及び議案の説明をいたします。

提案理由につきましては、人事院勧告に伴い地方公務員法第24の条の趣旨に基づき改定をするものでございます。

次ページをお願いいたします。条例案でございます。第1条で今年度の期末手当の額について報酬月額に乘じる割合を「100分の130」を「100分の125」に改め、第2条で令和3年度の期末手当の額について報酬月額に乘じる割合を「100分の125」を「100分の127.5」に改めるものです。

附則でこの条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由及び議案内容の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） ただいまから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって、処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年第4回南関町議会臨時会を閉じます。

起立。礼。お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前10時14分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録  
令 和 2 年 第 4 回 臨 時 会

令 和 2 年 1 1 月 発 行

発 行 人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政  
編 集 人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

